　地方独立行政法人大阪産業技術研究所　地方独立行政法人法第29条に基づく平成30事業年度の評価結果の反映状況

参考資料８

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 評価項目 | 平成30事業年度の評価結果  （意見・指摘・課題等） | 令和元事業年度への反映状況  ｛反映事項：①中期計画、②年度計画、③業務運営の改善｝ | |
| 平成30事業年度業務実績 | 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 | ○小項目№７：(2)  平成30年度に新たな事業を実施できなかった公募型共同開発事業を計画的に行うため、課題の整理や対策を講じるなど、取組の改善等を図る。 | ③ | 法人ホームページ、メールマガジンによる広報に加え、法人内部でも両センターの研究員に周知するなど、取組の改善等を図り、令和元年度は、企業と和泉・森之宮両センター研究員による開発案件１件の事業採択を行った。 |
| ○小項目№10：(1)－①  テクノイノベーションプラザについては、事業内容を含めて設置に向けた検討を更に進める。 | ③ | テクノイノベーションプラザについては、年度中に３回検討会議を開催し、事業内容及びアトリウムを利用した展示方法を検討した。令和２年度予算を含め、３月の理事会で事業内容等を決定した。 |
| 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | ○小項目№15：②  法人経営や顧客サービスの向上のため、企業支援に関する顧客情報データベース登録内容の更なる充実を図る。 | ③ | 森之宮センターにおいて、４月から利用者登録制度を開始した。顧客の基本情報をシステムに登 録し、和泉センターと情報共有できるようにした。今後、システム登録内容の更なる拡充により、 依頼試験、装置使用、受託研究等の利用情報の共有化を推進し、蓄積した顧客情報データベース の活用を目指す。 |
| 財務内容の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置／その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置 | ○小項目№19：②  森之宮センターＢＣＰ（事業継続計画）を計画どおり策定する。 | ③ | １月29日付けで森之宮センターＢＣＰ第１版を策定した。また、２月６日に森之宮センターの全職員に対して説明会を実施した。なお、３月18日に予定していた机上教育訓練は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。 |

（参考）大阪府知事の評価結果：<http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/hyoukakekka/index.html>